障支第３７２号

令和５年６月２３日

　各障害児（者）施設・事業所の長　様

埼玉県福祉部障害者支援課長

鈴木　淳子（公印省略）

令和４年度福祉・介護職員処遇改善加算等の実績報告書の提出について（通知）

本県の障害福祉行政につきまして、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和４年度（令和４年４月～令和５年３月サービス提供分）に処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算（以下「処遇改善加算等」という。）を取得した施設・事業者におかれましては、下記により実績報告書の提出をお願いします。

なお、この通知は全施設・事業所に御送付していますが、令和４年度に処遇改善加算等を取得していない施設・事業所は、実績報告書を提出する必要はありません。

記

　**１　提出書類**

　　　障害福祉サービス等処遇改善実績報告書（別紙様式３－１，３－２，３－３）

　　※職員分類の変更特例に係る実績報告（別紙様式３－４）は、職員分類を変更しない

　　　場合には提出不要です。

**２　様式及び提出方法**

　　(1)様式の掲載場所

　　　「埼玉県ホームページ」→「健康・福祉」→「障害者福祉」→「障害者福祉施設

　　向け情報」→「福祉・介護職員処遇改善加算等について」

**【 http://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/siteitetuduki/syougai-syoguukaizen.html 】**

　　※昨年度の様式とは内容が異なりますので、必ず新しい様式を御使用ください。

　　(2)　提出方法

　　　以下のＵＲＬから電子申請システムに入り、上記の様式に記入したものを御提出

　　ください（郵送での提出は不要です）。

**【 https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList\_detail?tempSeq=55828 】**

　**３　提出期限及び留意事項**

　　(1)提出期限

　　　令和５年７月３１日（月）（厳守）

　　(2)留意事項

　　　①費用弁償的に支払ったもの、労働の対価ではなく恩給的（結婚祝金等）に支払っ

　　　　たもの等は賃金改善額として認められません。

　　　②**「賃金改善所要額」≧「処遇改善加算等総額」となっているか、改めて御確認**

**ください。**

　　　③「賃金改善所要額」＜「処遇改善加算等総額」となっていることが判明した場合、

　　　　一時金や賞与等として早急に改善し、当該改善の所要額も含めた実績報告書を

　　　　提出してください。なお、加算の算定要件を満たさない場合は、不正請求として

　　　　全額返還となります。

　　　※さいたま市、川口市、川越市、越谷市、和光市にも事業所があり、令和４年度に

　　　　処遇改善等加算を取得した法人は、各市にも実績報告が必要となります。

　　　　その場合は各市が定める様式により、各市が定める提出方法で御報告ください。

**４　お問い合わせ先**

　　　(1)社会福祉法人・ＮＰＯ法人

　　　　　障害者支援課　施設支援担当　　　　電話：０４８－８３０－３３１４

　　　(2)上記(1)以外の法人（営利法人、一般社団法人等）

　　　　　障害者支援課　地域生活・医療的ケア児支援担当

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話：０４８－８３０－３３１７